



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *64 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1
- *65 和歌山県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活課)..... 5

○ 人事委員会規則

- *30 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 6
- *31 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 6
- *32 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 6
- *33 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 7
- *34 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 9
- *35 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 11
- *36 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 13
- *37 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則 14
- *38 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 14
- *39 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 15
- *40 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 15

○ 教育委員会規則

- *20 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 15
- *21 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 16
- *22 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則 17

規 則

和歌山県規則第64号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和50年和歌山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

現 業 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	123,900	175,000	197,000	249,500	281,000
	2	124,800	176,500	198,400	250,900	282,900
	3	125,800	178,000	199,800	252,200	284,700
	4	126,700	179,500	201,200	253,500	286,600
	5	127,700	180,900	202,600	254,600	288,500
	6	128,700	182,400	204,100	255,900	290,400
	7	129,700	183,900	205,500	257,200	292,200
	8	130,700	185,400	207,000	258,500	294,100
	9	131,500	186,900	208,500	259,600	295,800
	10	132,500	188,100	210,100	260,900	297,600
	11	133,500	189,400	211,700	262,200	299,400
	12	134,600	190,600	213,300	263,500	301,200
	13	135,400	192,000	214,700	264,600	302,800
	14	136,400	193,100	216,400	265,800	304,500
	15	137,400	194,300	218,100	267,000	306,200
	16	138,400	195,500	219,700	268,100	307,800
	17	139,500	196,700	221,100	269,200	309,400
	18	140,700	197,900	222,300	270,400	311,100
	19	141,900	198,900	223,500	271,500	312,800
	20	143,100	200,000	224,700	272,600	314,500
	21	144,200	201,000	226,000	273,600	315,800
	22	145,400	202,200	227,600	274,700	317,200
	23	146,600	203,400	229,200	275,800	318,600
	24	147,800	204,500	230,800	276,900	320,100
	25	149,000	205,700	232,400	278,000	321,600
	26	150,500	207,000	233,900	279,100	323,100
	27	152,000	208,300	235,400	280,200	324,600
	28	153,500	209,600	236,900	281,300	326,000
	29	154,900	210,900	238,300	282,400	327,600
	30	156,400	212,200	239,700	283,500	328,900
	31	157,900	213,500	241,100	284,500	330,200
	32	159,400	214,800	242,400	285,500	331,400
	33	160,900	215,500	243,600	286,400	332,500
	34	162,700	216,900	245,000	287,500	333,500
	35	164,500	218,200	246,300	288,600	334,600
	36	166,300	219,600	247,700	289,700	335,800

	37	168,100	220,700	249,000	290,400	337,000
	38	169,800	222,000	250,400	291,300	338,200
	39	171,500	223,300	251,800	292,200	339,400
	40	173,200	224,500	253,200	293,200	340,600
	41	174,800	225,600	254,400	294,100	341,700
	42	176,200	226,800	255,700	295,100	342,900
	43	177,600	228,000	257,000	296,100	344,100
	44	179,000	229,200	258,300	297,000	345,300
	45	180,500	230,400	259,300	297,800	346,200
	46	181,900	231,600	260,400	298,700	347,300
	47	183,300	232,800	261,600	299,600	348,400
	48	184,700	233,900	262,800	300,500	349,500
	49	186,000	235,100	264,100	301,200	350,600
再	50	187,200	236,300	265,300	301,900	351,600
	51	188,300	237,500	266,500	302,700	352,600
	52	189,500	238,700	267,500	303,500	353,600
	53	190,600	239,800	268,600	304,100	354,500
任	54	191,700	240,800	269,800	304,900	355,400
	55	192,800	241,800	271,000	305,600	356,300
	56	193,900	242,800	272,200	306,300	357,200
	57	195,000	243,800	273,200	307,000	358,000
	58	196,000	244,800	274,300	307,800	358,900
用	59	197,100	245,800	275,400	308,600	359,800
	60	198,100	246,800	276,400	309,300	360,700
	61	199,200	247,800	277,500	309,900	361,500
	62	200,100	248,700	278,600	310,600	362,400
職	63	201,000	249,600	279,700	311,300	363,300
	64	201,900	250,500	280,800	312,000	364,200
	65	202,600	251,500	281,700	312,500	364,800
	66	203,400	252,300	282,500	313,100	365,400
員	67	204,200	253,100	283,300	313,700	366,000
	68	205,000	253,800	284,200	314,300	366,600
	69	205,500	254,600	285,100	314,900	367,000
	70	206,100	255,200	285,900	315,300	367,600
以	71	206,500	255,800	286,700	315,800	368,200
	72	207,100	256,300	287,400	316,300	368,800
	73	207,700	256,600	288,200	316,600	369,200
	74	208,400	257,000	289,000	317,100	369,800
外	75	209,100	257,500	289,800	317,600	370,400
	76	209,900	258,000	290,600	318,100	371,000
	77	210,200	258,600	291,200	318,300	371,400
	78	210,900	259,000	291,800	318,700	372,000
の	79	211,600	259,500	292,300	319,100	372,600

職	80	212,300	260,000	292,700	319,500	373,200	
	81	213,000	260,300	293,100	319,900	373,600	
	82	213,700	260,600	293,600	320,300	374,200	
	83	214,400	260,900	294,100	320,700	374,800	
	84	215,100	261,200	294,600	321,100	375,400	
	員	85	215,800	261,400	295,000	321,400	375,800
		86	216,500	261,800	295,600	321,800	376,400
		87	217,200	262,100	296,200	322,200	377,000
		88	217,900	262,400	296,800	322,500	377,600
		89	218,400	262,600	297,100	322,800	378,000
		90	219,000	262,800	297,600	323,200	378,600
		91	219,600	263,200	298,100	323,500	379,200
92		220,200	263,400	298,600	323,900	379,800	
93		220,600	263,700	299,000	324,100	380,200	
94		221,100	264,100	299,500	324,400		
95		221,600	264,500	300,000	324,700		
96		222,100	264,900	300,500	325,100		
97	222,700	265,100	300,800	325,400			
98	223,200	265,400	301,200	325,700			
99	223,700	265,600	301,700	326,000			
100	224,200	265,900	302,200	326,300			
101	224,800	266,200	302,600	326,600			
102	225,300	266,400	303,000				
103	225,900	266,700	303,400				
104	226,500	267,000	303,800				
105	226,900	267,200	304,100				
106	227,400	267,400	304,500				
107	227,900	267,700	304,900				
108	228,300	267,900	305,300				
109	228,500	268,200	305,600				
110	228,900	268,500	306,000				
111	229,400	268,800	306,400				
112	229,900	269,000	306,800				
113	230,300	269,200	307,000				
114	230,800	269,500	307,400				
115	231,300	269,700	307,800				
116	231,800	269,900	308,100				
117	232,100	270,200	308,400				
118	232,500	270,500	308,800				
119	232,900	270,800	309,100				
120	233,300	271,100	309,400				
121	233,700	271,200	309,600				
122		271,500	310,000				

	123		271,800	310,300		
	124		272,100	310,600		
	125		272,200	310,800		
	126		272,500	311,200		
	127		272,800	311,500		
	128		273,100	311,800		
	129		273,200	312,000		
	130		273,500	312,400		
	131		273,800	312,800		
	132		274,100	313,200		
	133		274,200	313,400		
	134		274,500			
	135		274,800			
	136		275,100			
	137		275,200			
再 任 用 職 員		191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

別表第1の2の表中「141,900」を「144,200」に改める。

別表第2の2の表中「5,900円」を「6,000円」に、「8,400円」を「8,500円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

和歌山県規則第65号

和歌山県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県消費生活条例施行規則（平成9年和歌山県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「販売」の次に「又は訪問購入（条例第18条第1項に規定する訪問購入をいう。以下同じ。）」を加え、同条第8号中「営業所等へ」を「特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項第1号に規定する営業所等に」に改め、同条第13号中「販売」の次に「若しくは訪問購入」を加える。

第6条第1号中「特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）」を「特定商取引法」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 条例第18条第1項第6号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 訪問購入に係る契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、特定商取引法第58条の4の営業所等以外の場所において、当該契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認する行為
- (2) 訪問購入に係る契約についての勧誘に先立って、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで勧誘をする行為

第15条第3号中「又はその取引」を「、その取引又は訪問購入」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第30号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表中「6,500円」を「6,600円」に、「8,400円」を「8,500円」に、「11,100円」を「11,200円」に、「12,000円」を「12,100円」に改め、別表第2イの表中「15,500円」を「15,600円」に改め、別表第2ウの表中「9,600円」を「9,700円」に、「11,200円」を「11,300円」に改め、別表第2エの表中「8,000円」を「8,100円」に、「10,300円」を「10,400円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第2の規定は、平成26年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第31号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「8,900円」を「9,000円」に、「11,000円」を「11,100円」に、「12,100円」を「12,200円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成26年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第32号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「8,700円」を「8,800円」に、「11,200円」を「11,300円」に、「11,500円」を「11,600円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第2の規定は、平成26年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第33号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「から第3号」の次に「まで」を加える。

附則第4項の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員				2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	4 種	
1 年 未 満	円 412,200	円 366,700	円 307,000	円 249,800	円 50,300
1年以上2年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	50,300
2年以上3年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	50,300
3年以上4年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	50,300
4年以上5年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	50,300
5年以上6年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	50,300
6年以上7年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	48,500
7年以上8年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	46,700
8年以上9年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	44,900
9年以上10年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	43,100
10年以上11年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	41,300
11年以上12年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	39,500
12年以上13年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	37,700
13年以上14年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	35,900
14年以上15年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	34,500
15年以上16年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	33,100
16年以上17年未満	407,800	362,700	303,700	247,200	31,700
17年以上18年未満	403,400	358,700	300,400	244,600	30,300
18年以上19年未満	399,900	354,700	297,100	242,000	28,900
19年以上20年未満	394,600	350,700	293,800	239,400	27,500
20年以上21年未満	390,200	346,700	290,500	236,800	26,100
21年以上22年未満	378,200	336,700	283,100	231,200	25,500
22年以上23年未満	365,900	326,500	275,600	225,800	24,900
23年以上24年未満	354,100	316,800	268,600	220,300	23,900
24年以上25年未満	342,100	306,800	261,100	214,900	23,300
25年以上26年未満	330,000	296,800	253,800	209,500	22,700

26年以上27年未満	314,800	283,000	242,700	201,600	22,100
27年以上28年未満	300,000	269,500	232,000	193,700	21,500
28年以上29年未満	285,100	256,000	221,100	185,800	20,700
29年以上30年未満	269,800	242,200	210,100	178,000	20,400
30年以上31年未満	252,400	227,200	198,400	169,400	20,000
31年以上32年未満	234,900	212,300	186,500	161,100	19,400
32年以上33年未満	217,600	197,400	175,000	152,200	18,500
33年以上34年未満	187,000	172,500	155,500	139,600	17,600
34年以上35年未満	159,000	149,500	137,500	127,500	16,900
備考					
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。					
2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。					
3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。					

別表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員				2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	4 種	
1 年 未 満	円 412,200	円 366,700	円 307,000	円 249,800	円 50,300
1年以上2年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	50,300
2年以上3年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	50,300
3年以上4年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	50,300
4年以上5年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	50,300
5年以上6年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	50,300
6年以上7年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	48,500
7年以上8年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	46,700
8年以上9年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	44,900
9年以上10年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	43,100
10年以上11年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	41,300
11年以上12年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	39,500
12年以上13年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	37,700
13年以上14年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	35,900
14年以上15年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	34,500
15年以上16年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	33,100
16年以上17年未満	407,800	362,700	303,700	247,200	31,700
17年以上18年未満	403,400	358,700	300,400	244,600	30,300
18年以上19年未満	399,000	354,700	297,100	242,000	28,900
19年以上20年未満	394,600	350,700	293,800	239,400	27,500

20年以上21年未満	390,200	346,700	290,500	236,800	26,100
21年以上22年未満	370,800	329,800	276,700	224,800	25,500
22年以上23年未満	351,000	312,600	262,700	212,900	24,900
23年以上24年未満	331,700	295,900	249,200	200,900	23,900
24年以上25年未満	312,300	279,000	235,300	189,100	23,300
25年以上26年未満	292,800	262,100	221,600	177,300	22,700
26年以上27年未満	270,100	241,300	204,000	162,900	22,100
27年以上28年未満	247,900	220,900	186,900	148,600	21,500
28年以上29年未満	225,500	200,500	169,600	134,300	20,700
29年以上30年未満	202,700	179,700	152,000	120,000	20,400
30年以上31年未満	177,900	157,800	134,000	105,000	20,000
31年以上32年未満	153,000	135,900	115,700	90,200	19,400
32年以上33年未満	128,400	114,200	97,800	75,000	18,500
33年以上34年未満	90,300	82,300	71,800	55,900	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	16,900

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第4項の表及び別表の規定は、平成26年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第34号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第6号、第11条第2項及び第21条中「一」を「いずれか」に改める。

別表第7アの表中

69	68	51	50
69	69	51	51
70	69	51	51
70	69	52	51
71	70	52	51
71	70	52	52

72	を	70	に、	52	を	52	に改め、
72		71		53		52	
73		71		53		52	
73		71		53		52	
74		72		53		53	
74		73		54		53	
75		74		54		53	
				55		53	

別表第7イの表中

62		61		47		46		27		26	
62		62		47		46		27		26	
62		62		48		47		28		27	
63		62		48		47		28		27	
63	を	62	に、	48	を	47	に、	29	を	28	に改め、
63		63		49		47		29		28	
64		63						30		28	
64		63						30		28	
64		63						30		29	
64		63						31		29	
65		64						31		30	
								31		30	
								32		30	
								32		31	
								32		31	
								33		31	

別表第7オの表中

90		89		86		8		43		42	
90		90		86		86		43		43	
90		90		87		86		43		43	
91		90		87		86		43		43	
91		90		87		87		44		43	
91		91		88		87		44		43	
92		91		88		87		44		44	
92		91		89		88		44		44	
92		91		89		88		45		44	
93		92		89		88		45		44	
93		92		90		88					
93		92		90		89					
93		92		90		89					
94		93		91		89					
94	を	93	に、	91	を	90	に、				
94		93		91		90					
94		93		91		90					
94		93		91		90					
95		94		92		90					

95	94	92	90	45	44
95	94	92	91	46	45
95	94	92	91	46	45
96	95	93	91	47	45
96	95	93	91		
96	95	93	91		
96	95	93	92		
97	96	94	92		
97	96	94	92		
98	96	94	92		
98	96	94	92		
99	97	95	93		
		95	93		
		95	93		

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第7の規定は、平成26年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 平成26年4月1日からこの規則の施行の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第58号）附則第2項の規定による号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第35号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「一」を「いずれか」に改める。

別表第7アの表中

62	61
62	62
62	62

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第7の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成25年和歌山県条例第67号)附則第2項の規定による号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第36号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第6号及び第10条第2項中「一」を「いずれか」に改める。

別表第7中

94	93		
95	94		
96	94		
97	95		
98	95		
99	96	69	68
100	96	69	68
100	96	69	68
100	96	69	68
100	96	69	69
100	96	70	69
100	96	70	69
100	96	70	69
100	96	70	69
101	97	71	69
101	97	71	69
101	97	71	69
101	97	71	69

を に、 を に改める。

101	97
101	98
101	99
101	100
101	100

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第7の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった警察官及び昇給、復職時等における号給の調整又は警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第72号）附則第2項の規定による号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった警察官のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない警察官の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった警察官及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった警察官（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている警察官を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける警察官との均衡上必要があると認められる警察官の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第37号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「100分の135」を「100分の165」に、「100分の175」を「100分の205」に改め、同条第2号中「100分の65」を「100分の75」に、「100分の85」を「100分の95」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成26年12月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第38号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「別表第1の備考第2項」を「別表第1備考2」に、「178,800円」を「180,800円」に、「158,700円」を「160,700円」に改め、同条第2項中「別表第2の備考第2項」を「別表第2備考2」に改め、同

条第5項中「別表第5の備考第2項」を「別表第5備考2」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「別表第4のイの備考第2項」を「別表第4イ備考2」に、「195,900円」を「198,100円」に、「174,700円」を「176,900円」に、「同表のイの備考第3項」を「同表イ備考3」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「別表第4のアの備考第2項」を「別表第4ア備考2」に、「195,900円」を「198,100円」に、「174,700円」を「176,900円」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例別表第3イ備考2に規定する人事委員会規則で定めるものは、大学6卒の学歴免許等の資格を有する職員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第17条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第39号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第8条中「さかのぼった」を「遡った」に改める。

第13条第1項中「別表第1の備考第2項」を「別表第1備考2」に、「178,800円」を「180,800円」に、「158,700円」を「160,700円」に改め、同条第2項中「別表第2の備考第2項」を「別表第2備考2」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例別表第3イ備考2に規定する人事委員会規則で定めるものは、大学6卒の学歴免許等の資格を有する職員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第13条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第40号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第14号中「中学校就学の始期に達するまでの」を「満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第20号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

和歌山県教育委員会委員長 山本 哲

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「10,900円」を「11,000円」に、「11,700円」を「11,800円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成26年4月1日から適用する。

和歌山県教育委員会規則第21号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第7アの表中

46		45		75		74
47		46		75		75
48		46		75		75
49		47		75		75
49	を	47	に、	76	を	75
50		48		76		75
50		48		76		76
51		49		77		76
51		50		77		76
52		51		77		77
				78		77
				78		77
				79		77

別表第7イの表中

62		61			
62		62			
62		62			
62		62			
63		62			
63		62			
63		63			
63		63			
64		63			
64		63		59	58
64		63		59	59
64		64		59	59
65		64		59	59
65		64		60	59

65		64		60		59
65		64		60		60
65	を	65	に、	60	を	60
65		65		61		60
65		65		61		60
66		65		61		60
66		65		61		61
66		65		62		61
66		66		62		61
66		66		63		61
66		66				
66		66				
67		66				
67		66				
67		67				
67		67				
67		67				
67		67				
67		67				
67		67				
68		67				

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第68号）附則第2項の規定による号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に教育委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県教育委員会規則第22号

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

和歌山県教育委員会委員長 山 本 哲

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則の一部を改正する規則

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則（平成19年和歌山県教育委員会規則第

29号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表第6のアの備考第2項」を「別表第6ア備考2」に、「195,900円」を「198,100円」に、「174,700円」を「176,900円」に改め、同条第2項中「別表第6のイの備考第2項」を「別表第6イ備考2」に、「195,900円」を「198,100円」に、「174,700円」を「176,900円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成26年4月1日から適用する。